第1回 資料3-1

津市総合計画の概要



総合計画とは

まちづくりは、防災や福祉、保健、医療、教育、 都市空間、商工、観光など、 様々な分野の取組によって進めるもの

このまちづくりという大きな事業を進めるためには、それぞれの取組の方向がバラバラにならないように、そして、市民と行政が同じ方向を向いて、ゴールとする望ましい将来あるべきまちの姿を共有することが必要

市民と行政がともにまちづくりを進めるために、 めざすべき都市像や、その実現に向けた 取組の方向性を示すものとして策定 総合計画の構成 基本構想 まちづくりの基本的な考え方 基本計画 まちづくりの目標や方向性など

将来あるべきまちの姿

法的背景(策定義務の撤廃と津市の対応)

昭和44年、地方自治法の改正により、 市町村基本構想の策定を義務化

地域主権改革における国から地方への「義務付け・枠付けの見直し」の一環として、「地方自治法の一部を改正する法律 (平成23年法律第35号)」が平成23年8月1日に施行され、 市町村基本構想の策定義務を撤廃(策定任意化)

津市では、「津市議会の議決すべき事件を定める条例 (平成24年12月21日条例第44号)」が制定され、 「本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための 基本構想及びこれに基づく基本計画の策定、変更及び廃止」 について議決を要することとなった

新市まちづくり計画等との関係



現総合計画

- ●津地区合併協議会において策定された「新市まちづくり計画」を 発展させ、合併後はじめての総合計画として策定
- ●平成20年度から平成29年度の10年間を計画期間とする

次期総合計画

- ●平成30年度からを計画期間とする
- ●平成28年度から策定に取りかかり、平成29年度末までに策定

策定の体制

津市総合計画審議会

市長の諮問に応じた、計画の審議・答申

多様な市民参画

市民意識調査、関係団体との懇談会、パブリックコメントなど

津市議会

計画案への意見、計画の議案上程に係る審議など

津市総合計画推進検討委員会

副市長や部長級職員で構成し、計画の試案の作成など

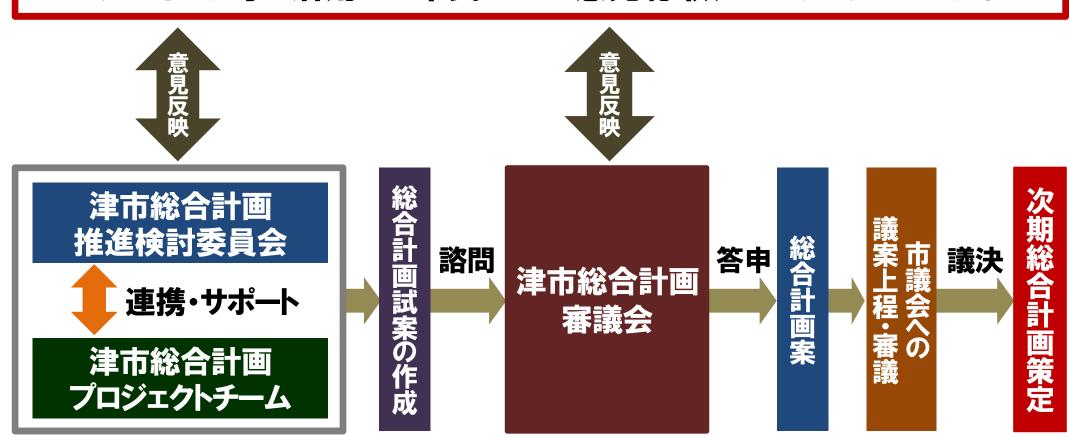
津市総合計画プロジェクトチーム

主幹級以下の職員で構成し、調査研究や施策の検討など

策定手順のイメージ

多様な市民参画

市民意識調査、市内各種団体との懇談会、地域懇談会における意見、インターネット等を活用した市民からの意見聴取、パブリックコメントなど



策定のスケジュール

